

2014（平成26）年10月14日

法曹養成制度改革推進会議 御中
法曹養成制度改革顧問会議 御中
法曹養成制度改革推進室 御中

申 入 書

埼玉弁護士会 会長	大 倉 浩 (公印省略)
千葉県弁護士会 会長	蒲 田 孝 代 (公印省略)
栃木県弁護士会 会長	田 中 真 (公印省略)
群馬弁護士会 会長	足 立 進 (公印省略)
山梨県弁護士会 会長	小 野 正 毅 (公印省略)
長野県弁護士会 会長	田 下 佳 代 (公印省略)
新潟県弁護士会 会長	小 泉 一 樹 (公印省略)
兵庫県弁護士会 会長	武 本 夕 香 子 (公印省略)
愛知県弁護士会 会長	花 井 増 實 (公印省略)

山口県弁護士会 会長	松村和明 (公印省略)
岡山弁護士会 会長	佐々木浩史 (公印省略)
鳥取県弁護士会 会長	佐野泰弘 (公印省略)
佐賀県弁護士会 会長	牟田清敬 (公印省略)
大分県弁護士会 会長	岡村邦彦 (公印省略)
鹿児島県弁護士会 会長	堂免修 (公印省略)
仙台弁護士会 会長	齋藤拓生 (公印省略)
福島県弁護士会 会長	笠間善裕 (公印省略)
山形県弁護士会 会長	峯田典明 (公印省略)
青森県弁護士会 会長	源新明 (公印省略)
札幌弁護士会 会長	田村智幸 (公印省略)

第1 申入れの趣旨

2015（平成27）年司法試験における司法試験合格者数の更なる減員を求める。

第2 申入れの理由

1 政府は、法曹養成制度関係閣僚会議の決定において、2013（平成25）年7月16日、法曹養成制度検討会議の取りまとめを受け、今後の法曹人口の在り方について、法曹人口に関する調査を行い、その結果を2年以内に公表するとした。

2 これに対し、埼玉、千葉県、栃木県、群馬、長野県、兵庫県、山口県、佐賀県、大分県、札幌の10弁護士会は、2013（平成25）年12月2日付連名の申入書において、司法修習生の就職難の拡大、訴訟事件の減少、新人弁護士の研鑽（OJT）機会不足等の事実を指摘した上で、法曹資格取得後の就職や開業に見通しが立たないことが、法科大学院入学志望者の激減に繋がっており、このような状況が今後も続く限り、将来法曹を担うべき有為な人材がいなくなり、司法が機能しなくなる可能性も否定できないとして、年間司法試験合格者数の大幅減員への早急な対応を求めた。

また、上記10弁護士会に山梨県、愛知県、仙台、山形県、秋田を加えた15弁護士会は、本年3月19日付連名の申入書において、法曹養成制度検討会議と法曹養成制度関係閣僚会議が「司法試験合格者数を3000人程度とする数値目標は現実性を欠く」としたのは現状の2000人の司法試験合格者数で様々な弊害が生じているからであり対処に一刻の猶予も許されないこと、既に2012（平成24）年に総務省による政策評価がなされており改めて大がかりな調査を行うまでもないことなどから、2014（平成26）年の司法試験から直ちに司法試験合格者数の大幅減少に踏み切ることを求めた。

なお、日弁連は、2012（平成24）年3月15日の時点で、「法曹人口政策に関する提言」において、「司法試験合格者数をまず1500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべきである。」とまとめているところである。

3 その後、自由民主党政務調査会司法制度調査会・法曹養成制度小委員会合同会議は、本年4月9日付「法曹人口・司法試験合格者数に関する緊急提言」において、「在るべき法曹人口について政府は内閣官房法曹養成制度改革推進室が行う法曹人口調査の結果を待って判断するとしているが、この調査には今後1年以上も時間がかかり、調査結果を待ってさらに議論を重ねるということでは遅きに失することが明白である。このような徒に時を重ねる対応では、わが国の法曹養成制度及び司法制度は早晚危機に瀕すと言っても過言ではない。」との認識の下、「まずは平成28年までに1500人程度を目指すべき」と結論付けた。

また、公明党法曹養成に関するプロジェクトチームも、同日付「法曹養成に関する緊急提案」において、「次世代の法曹界への希望や熱意を冷まし、有為な人材を遠ざけ、法曹志望者の裾野を狭めている」と現状を憂慮し、「現在の体制のまま、漫然と司法試

験合格者の数を維持、ないし増加することは、残念ながら、国民の権利を守るどころか、むしろこれを損なうおそれすらあると言わざるをえない。」とした上で、「合格者数を2000人程度とする現状で、こうした事態が生じていることに鑑みれば、司法試験の年間合格者数を、まずは1800人程度とし、その後、今後の内閣官房法曹養成制度改革推進室の法曹人口調査検討を踏まえつつ、1500人程度を想定する必要もあるのではないかと思料する。」と結論付けた。

前述のとおり、総務省は既に2012（平成24）年4月に政策評価を発表しており、そこでは、「現状では2,000人規模の増員ペース（年間合格者数）を吸収する需要は顕在化しておらず、現在の需要規模と増員ペースの下、弁護士供給過多となり、新人弁護士の就職難や即独、ノキ弁が発生・増加し、OJT不足による質の低下などの課題が指摘される状況となっている。」として早期減員の必要性を示唆する勧告を行っている。

このように、司法試験合格者数を早急に減少させる必要があることは、弁護士会のみならず、政党、省庁においても十分認識されるに至っている。

- 4 本年の司法試験合格者は1810人であり、昨年2049人から一定程度減少したものの、各方面から指摘されている供給過多による弊害の解消にはまだ不十分であり、引き続き更に減員を進めることが不可欠である。

よって、2015（平成27）年司法試験における司法試験合格者数の更なる減員を求める。

以 上